

見積内訳の検討に係る判断基準

湖北広域行政事務センター 総務課

「低入札価格調査手続きについて」の「4 調査の実施」に係る「見積内訳の検討に係る判断基準」を次のとおり設定する。

なお、その判断基準を1つでも満たさない場合は失格とし、すべてを満たす場合のみ詳細な調査を行う。

【工事・判断基準】

- (1) 入札執行は適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。
- (2) 当該入札者は調査に協力的であること。
- (3) 以下の項目をすべて満足すること。
 - ① 数量は発注設計図書に計上した設計数量を満足していること。
 - ② 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。
 - ③ 労務費は最低賃金法に基づき定める滋賀県最低賃金を下回っていないこと。
 - ④ 建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。
 - ⑤ 直接工事費は、発注者の設計金額の75%以上であること。
 - ⑥ 共通仮設費は、発注者の設計金額の70%以上であること。
 - ⑦ 現場管理費は、発注者の設計金額の70%以上であること。
 - ⑧ 一般管理費は、発注者の設計金額の30%以上であること。
- ※ ただし、入札時に提出する積算内訳書においては、上記のうち⑤から⑧について判断するものとし、1つでも満足しない場合においては、調査を実施することなく無効とする。

【委託・判断基準】

- (1) 入札執行は適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。
- (2) 当該入札者は調査に協力的であること。
- (3) 以下の項目をすべて満足すること。
 - ① 人員は発注設計図書に計上した設計数量を満足していること。
 - ② 労務費は最低賃金法に基づき定める滋賀県最低賃金を下回っていないこと。
 - ③ 入札時に提出する「積算内訳書」の各費用が、発注者の設計金額に対し下表に示す金額以上であることとし、1つでも満足しない場合においては、調査を実施することなく無効とする。

業務判断基準

	測量	設計 (土木関係の建設コンサルタント)	設計 (建築関係の建設コンサルタント)	地質調査	補償関係
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費 × 80% ・諸経費 × 30% 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 × 80% ・直接経費(必要額) (*注1) ・その他原価 × 70% ・一般管理費等 × 25% 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 × 80% ・特別経費(必要額) (*注1) ・技術料等経費 × 80% ・諸経費 × 30% 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接調査費 × 80% ・間接調査費 × 70% ・解析等調査業務費 × 70% ・諸経費 × 35% 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 × 80% ・直接経費(必要額) (*注1) ・その他原価 × 70% ・一般管理費等 × 25%

※複数の業種を一括して発注している場合は、個々の業種の金額の多寡に関わらず業種別に調査を行い、全ての業種で上記基準を満足すること。

(*注1)：「必要額」とは、応札者において必要として見積もった金額を言い、0円は不可とする。

附 則

この判断基準は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この判断基準は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この判断基準は、平成31年2月1日から施行する。